

啓発宣材製作事業 公募型プロポーザル募集要項

1 事業名 啓発宣材製作事業

2 事業目的

奄美大島は、島の成り立ちを反映した独自の生物進化を背景に持つ国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域として、令和3年7月26日に世界自然遺産に登録された。

これを契機に、奄美大島の貴重な自然環境等の保全や適正な観光利用を促進するための頒布物等を作成し、島内外への周知・広報を図ることを目的とする。

3 事業内容

上記の事業目的を踏まえ、「啓発宣材製作事業 仕様書」(別紙1)に定める内容とする。

4 募集方法：公募型プロポーザル方式

5 履行期限：契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

6 提案上限額：9,000,000円（税込）

7 参加資格

- (1) 法人格を有する企業、団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 奄美大島5市町村(注)から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
注：奄美大島5市町村とは奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町及び龍郷町のことを言う。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 自社の社員や役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (7) 契約締結までに上記の条件を満たさなくなったときは、その時点で失格とする。
- (8) 過去、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体が発注した、啓発宣材製作業務もしくはノベルティ等製作業務に関する業務等（以下、「類似業務」という。）を複数回受託した実績があること。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする

る。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格(1)ないし(6)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格(8)の要件を満たす者であること。

8 失格要件

次のいずれかに該当する場合には、その参加者は失格とする。

- (1) 本プロポーザルに関して、直接・間接を問わず、市町村関係者に不正な接触や要求をした場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 指定する様式（以下「様式」という）によらない場合
- (4) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (5) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (7) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (8) 許容された表現方法以外の表現を用いている場合。
- (9) 虚偽の記載があるものや盗用した疑いがあると認められる場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする）。
- (10) その他「募集要項」の諸条件に違反した場合

9 評価基準・評価方法等

(1) 審査方法・評価・審査基準

「業者を選定するための評価基準」（別紙2）に基づき、選定委員会において企画提案書類の評価等を総合的に審査する、書類審査の方法により行う。最終的に評価点が高く1位として決定した者を契約候補者として選定する。

なお、選考において、評価が同点の場合には、見積り金額の最も低かった者を選定する。また、参加申込者が2者未満の場合であっても、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

(2) 審査結果

審査結果については、全参加者に対して文書にて通知するとともに、奄美大島自然保護協議会ホームページにて公表する。なお、選考の過程は非公開とし、審査内容や審査経過の問合せ、選考結果の異議申し立て等については受け付けない。

10 スケジュール

(1) 全体日程

プロポーザルの実施に係る概ねのスケジュールは以下のとおりであるが、書類の受付から審査する過程において変更される場合があるものとする。

1	項目	期限等	備考
2	募集要項の閲覧・募集期間	令和4年9月28日（水） ～10月18日（火）	
3	質問の受付期限	令和4年10月7日（金）	12：00まで
4	質問の回答日	令和4年10月14日（金）までに回答	17：00まで
5	参加申込書等の提出期限	令和4年10月18日（火）必着	17：00まで
6	企画提案書等の提出期限	令和4年10月28日（金）必着	17：00まで
7	審査	令和4年11月上旬～中旬	
8	契約候補者決定	令和4年11月中旬	

(2) 本プロポーザルに関する質問の受付と回答

- ①質問期限 令和4年10月7日（金）12：00まで
- ②質問方法 「質問書」（様式3）に記載の上、電子メールで送信すること。
※件名の先頭に【質問書】と記載し送信後、電話により受信確認を行うこと。
- ③回答方法 令和4年10月14日（金）までに質問者名を伏せたうえで、奄美大島自然保護協議会ホームページで回答する（予定）。

(3) 参加申込書等の提出

- 提出期限 令和4年10月18日（火）17：00まで
- 提出方法 郵送又はメール送信によること。
郵送・・・参加申込書（様式1）、会社概要・過去の業務実績一覧（様式2）に記載の上、原本を送付すること。
メール・・・参加申込書（様式1）、会社概要・過去の業務実績一覧（様式2）に記載の上、原本のPDFを送信すること。なお、件名の先頭に【参加申込書等】と記載し、送信後は電話により受信確認を行うこと。

(4) 参加者番号の交付

- (3) による参加申込者へ参加者番号を交付する。参加者番号については提案書に記載が必要になるため下記(5) ③を確認すること。

(5) 企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和4年10月28日（金）17：00まで （必着）
- ②提出方法 奄美大島自然保護協議会事務局まで郵送または持参
- ③提出書類 「企画提案書等の作成について」（別紙3）のとおり

11 契約の締結

(1) 契約方法

契約手続きは、奄美市契約規則（平成18年3月20日規則第41号）を準用し、奄美大島自然保護協議会にて契約候補者と業務の契約交渉を行うものとする。

ただし、この交渉が不調となった場合、又は審査により選考された契約候補者が正当な理由なく契約しない時、参加資格を失した時は、選考委員会における評価が次点

の者と交渉を行い、契約を締結するものとする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

(3) 契約予定金額

9,000,000円（税込）を上限とし提案のあった金額

※原則上記(2) 契約期間の変更に伴う金額の変更はないものとする。ただし下記(4)のとおり奄美大島自然保護協議会との協議による実施内容の変更に伴い金額が変更される場合がある。

(4) 契約の取扱い

①提出された企画提案書の内容は尊重するが、本プロポーザルの目的は受注適格者を選考するためのものであるため、当該企画をそのまま採用するものではない。

②実施内容については奄美大島自然保護協議会と充分協議を重ねた上で決定するものである。

12 その他

(1) 本プロポーザルの参加に伴い発生した費用はすべて参加者の負担とする。

(2) 同一事業者が参画する複数の企画提案は認めない。ただし複数の企画提案のいずれも共同企業体の代表以外の構成員である場合はこの限りでない。

(3) 企画提案書は仕様書の内容を十分に踏まえ作成したものとする。

(4) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 本契約により制作された資料等の著作権は奄美大島自然保護協議会に帰属するものとする。

(6) 提出書類の返却は行わない。

(7) 提出書類、審査内容、審査経過等については公表しないものとする。

13 事務局 連絡先及び提出先

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

奄美大島自然保護協議会事務局 奄美市世界自然遺産課

担当：有川

電話：0997-69-3062(直通) 内線5371 Fax：0997-52-1001

メール：wnhs@city.amami.lg.jp

以上